

【新旧対照表】 法人会員規約(ビジネスカード用) 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
2025 年 12 月 9 日改定 法人会員規約(ビジネスカード用) 第 14 条 (付帯サービス等) 1 会員またはカード使用者等は、付帯サービスを、当社またはサービス提供会社が別に定めるところに従い利用することができます。会員またはカード使用者等が利用できる付帯サービスの内容、利用条件、利用方法その他これに関連する事項については、当社が会員に通知し、または当社ウェブサイトその他の当社所定の方法により公表します。 2 当社またはサービス提供会社が必要と認めた場合、当社またはサービス提供会社は、付帯サービスの全部または一部について、会員およびカード使用者へのあらかじめの通知を行うことなく、その内容、利用条件もしくは利用方法を変更しまたはその提供を一時的に中止もしくは廃止することができるものとします。 3 会員が会員としての地位を喪失した場合には、会員およびカード使用者等は当然に付帯サービスを利用することができないものとします。カード使用者等がカード使用者等としての地位を失いまたは第 16 条(更新カードの発行と貸与)に定める更新カードの貸与を受けることなく貸与されたカードの有効期限が経過した場合の当該カードに係るカード使用者等も同様とします。 4 会員またはカード使用者等は、付帯サービスにつき、合理的な範囲を超えて濫用的である利用を行ってはならないものとします。 5 会員が当社に対する債務の履行を遅滞している場合、会員またはカード使用者等による付帯サービスの利用が合理的な範囲を超え濫用的でありまたはそのおそれがある場合、本規約の定めによりその貸与されたカード等が利用停止となった場合その他相当の理由がある場合には、当社は、会員またはカード使用者等の付帯サービスの利用を拒みまたは制限することができるものとします。 6 当社は、一部の付帯サービスにつき代金または手数料を定めることがあります。会員は、会員またはカード使用者等が当該付帯サービスを利用したときには、当社があらかじめ定める代金または手数料を支払うものとします。当該代金または手数料については、別段の定めのある場合を除き、ショッピング利用代金に準じて取り扱われるものとします。 第 16 条 (更新カードの発行と貸与) カードの有効期限は、カードの<u>表面上</u>に表示されまたは別途会員に対して通知される年月の末日までとします。当社が適当と認める<u>場合</u>には、当社は、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードをカード使用者等ごとに発行し、これを会員に貸与します 第 20 条 (更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置) 1 カード使用者は、第 19 条第 1 項の規定に基づきカードを貸与された場合であって従前のカードがあるときには、ただちに従前のカードにつき、磁気ストライプおよび IC チップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。本人カード使用者たる会員が、第 16 条(更新カードの発行と貸与)または第 17 条(カードの再発行)の規定により本人カード使用者	2026 年 10 月 30 日改定 法人会員規約(ビジネスカード用) 第 14 条 (付帯サービス等) 1 会員またはカード使用者等は、付帯サービスを、当社またはサービス提供会社が別に定めるところに従い利用することができます。会員またはカード使用者等が利用できる付帯サービスの内容、利用条件、利用方法その他これに関連する事項については、当社が会員に通知し、または当社ウェブサイトその他の当社所定の方法により公表します。 2 当社またはサービス提供会社が必要と認めた場合、当社またはサービス提供会社は、付帯サービスの全部または一部について、会員およびカード使用者へのあらかじめの通知を行うことなく、その内容、利用条件もしくは利用方法を変更しまたはその提供を一時的に中止もしくは廃止することができるものとします。 3 会員が会員としての地位を喪失した場合には、会員およびカード使用者等は当然に付帯サービスを利用することができないものとします。カード使用者等がカード使用者等としての地位を失いまたは第 16 条(<u>カードの有効期限および</u>更新カードの発行と貸与)<u>第 2 項</u>に定める更新カードの貸与を受けることなく貸与されたカードの有効期限が経過した場合の当該カードに係るカード使用者等も同様とします。 4 会員またはカード使用者等は、付帯サービスにつき、合理的な範囲を超えて濫用的である利用を行ってはならないものとします。 5 会員が当社に対する債務の履行を遅滞している場合、会員またはカード使用者等による付帯サービスの利用が合理的な範囲を超え濫用的でありまたはそのおそれがある場合、本規約の定めによりその貸与されたカード等が利用停止となった場合その他相当の理由がある場合には、当社は、会員またはカード使用者等の付帯サービスの利用を拒みまたは制限することができるものとします。 6 当社は、一部の付帯サービスにつき代金または手数料を定めることがあります。会員は、会員またはカード使用者等が当該付帯サービスを利用したときには、当社があらかじめ定める代金または手数料を支払うものとします。当該代金または手数料については、別段の定めのある場合を除き、ショッピング利用代金に準じて取り扱われるものとします。 第 16 条 (<u>カードの有効期限および</u>更新カードの発行と貸与) 1 カードの有効期限は、カードに表示されまたは別途会員に対して通知される年月の末日までとします。 2 <u>会員に貸与したカードの有効期限満了が近づき</u>当社が適当と認める<u>とき</u>には、当社は、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードをカード使用者等ごとに発行し、これを会員に貸与します 第 20 条 (更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置) 1 カード使用者は、第 19 条第 1 項の規定に基づきカードを貸与された場合であって従前のカードがあるときには、ただちに従前のカードにつき、磁気ストライプおよび IC チップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。本人カード使用者たる会員が、第 16 条(<u>カードの有効期限および</u>更新カードの発行と貸与)<u>第 2 項</u>または第 17 条(カードの再発行)の

【新旧対照表】 法人会員規約(ビジネスカード用) 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
用のカードを貸与されたときも同様とします。 2 前項の規定にかかわらず、当社が特に必要と認めるときには、当社は、会員または対象となるカード使用者に対し、カードの返却を求めることができ、会員または対象となるカード使用者は、カードの返却に関する当社の指示に従って当社にカードを返却するものとします。 3 カード使用者等が、継続課金取引のためにカード情報を当該継続課金取引に係る加盟店に登録し、またはネットショッピングその他のカード等の利用のためにカード情報を加盟店が定めるサーバーに登録している場合において、当該カード使用者等がカードを貸与されたときには、当社が特に認める場合を除き、当該カード使用者等は、登録されたカード情報を最新のものに更新しなければならないものとします。 4 前項に規定するときには、当社は、カード使用者等に代わってカード情報の変更情報を当該加盟店に通知することができるものとします。ただし、当社は、かかる通知を行う義務を負わないものとします。	規定により本人カード使用者用のカードを貸与されたときも同様とします。 2 前項の規定にかかわらず、当社が特に必要と認めるときには、当社は、会員または対象となるカード使用者に対し、カードの返却を求めることができ、会員または対象となるカード使用者は、カードの返却に関する当社の指示に従って当社にカードを返却するものとします。 3 カード使用者等が、継続課金取引のためにカード情報を当該継続課金取引に係る加盟店に登録し、またはネットショッピングその他のカード等の利用のためにカード情報を加盟店が定めるサーバーに登録している場合において、当該カード使用者等がカードを貸与されたときには、当社が特に認める場合を除き、当該カード使用者等は、登録されたカード情報を最新のものに更新しなければならないものとします。 4 前項に規定するときには、当社は、カード使用者等に代わってカード情報の変更情報を当該加盟店に通知することができるものとします。ただし、当社は、かかる通知を行う義務を負わないものとします。
第 24 条 (暗証番号の管理) 1 会員およびカード使用者等は、暗証番号を他人に伝えてはならず、暗証番号が他人に知られることのないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを使用および管理しなければなりません。 2 会員およびカード使用者等は、以下の各号のいずれかに該当する事項をカードに記載してはならず、かつ、これを記載もしくは記録した書面その他の媒体をカードまたはカード情報を記載または記録した媒体とともに保管および携帯してはならないものとします。 (1) 暗証番号 (2) (1)以外のものであって、暗証番号を推知しやすい文字、数字または符号 3 当社は、会員に対し、暗証番号の使用および管理に関し、特に会員またはカード使用者等が遵守すべき事項を通知することがあります。この場合、会員は、当該事項を遵守しなければならず、かつカード使用者に対しこれら事項を遵守させなければなりません。 4 当社は、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、暗証番号の使用および管理に関する注意事項を会員に対し通知または当社ウェブサイトに掲出するなど会員が知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員およびカード使用者等は、当該通知等の内容を踏まえて第 1 項の義務を履行するものとします。 5 第 2 項から前項までの規定は、第 1 項の善良なる管理者の注意義務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。	第 24 条 (暗証番号の管理) 1 会員およびカード使用者等は、暗証番号を他人に伝えてはならず、暗証番号が他人に知られることのないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを使用および管理しなければなりません。 2 会員およびカード使用者等は、以下の各号のいずれかに該当する事項をカードに記載してはならず、かつ、これを記載<u>し</u>もしくは記録した書面その他の媒体をカードまたはカード情報を記載または記録した媒体とともに保管および携帯してはならないものとします。 (1) 暗証番号 (2) (1)以外のものであって、暗証番号を推知しやすい文字、数字または符号 3 当社は、会員に対し、暗証番号の使用および管理に関し、特に会員またはカード使用者等が遵守すべき事項を通知することがあります。この場合、会員は、当該事項を遵守しなければならず、かつカード使用者に対しこれら事項を遵守させなければなりません。 4 当社は、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、暗証番号の使用および管理に関する注意事項を会員に対し通知または当社ウェブサイトに掲出するなど会員が知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員およびカード使用者等は、当該通知等の内容を踏まえて第 1 項の義務を履行するものとします。 5 第 2 項から前項までの規定は、第 1 項の善良なる管理者の注意義務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。
第 30 条 (クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の会員の責任) 1 カード情報の利用にあたり、クレジットカード本人認証サービスが利用されたときには、第 28 条(カード情報または偽造カードが利用された場合の会員の責任)第 1 項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき会員が支払義務を負担するものとします。 2 会員およびカード使用者等は、クレジットカード本人認証サービス用の ID およびパスワード<u>または</u>ワンタイムパスワードその他カード使用者等本人であることを認証するための情報	第 30 条 (クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の会員の責任) 1 カード情報の利用にあたり、クレジットカード本人認証サービスが利用されたときには、第 28 条(カード情報または偽造カードが利用された場合の会員の責任)第 1 項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき会員が支払義務を負担するものとします。 2 会員およびカード使用者等は、クレジットカード本人認証サービス用の ID およびパスワード<u>もしくは</u>ワンタイムパスワードその他カード使用者等本人であることを認証するための情報

【新旧対照表】 法人会員規約(ビジネスカード用) 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
(以下本条において「ID 等」といいます。)につき、善良なる管理者の注意をもって選択(ただし、ワンタイムパスワードを除きます。)、使用および管理しなければなりません。 3 会員およびカード使用者等が前項に定める善良なる管理者の注意義務を尽くしている場合には、第 1 項の規定は適用されないものとします。 4 会員またはカード使用者等が、ID 等を他人に伝えもしくは使用させまたは故意もしくは重大な過失により ID 等を他人が使用することができる状態においたことにより、カード情報の利用にあたり ID 等が他人に使用されたときには、当社は、会員に対し、他人がカード情報を利用したことに起因して当社に生じた損害であって第 1 項に定めるものの以外のもについて賠償を請求することができるものとします。	報または手段(以下本条において「ID 等」といいます。)につき、善良なる管理者の注意をもって選択(ただし、ワンタイムパスワードを除きます。)、使用および管理しなければなりません。 3 会員およびカード使用者等が前項に定める善良なる管理者の注意義務を尽くしている場合には、第 1 項の規定は適用されないものとします。 4 会員またはカード使用者等が、ID 等を他人に伝えもしくは使用させまたは故意もしくは重大な過失により ID 等を他人が使用することができる状態においたことにより、カード情報の利用にあたり ID 等が他人に使用されたときには、当社は、会員に対し、他人がカード情報を利用したことに起因して当社に生じた損害であって第 1 項に定めるものの以外のもについて賠償を請求することができるものとします。
第 31 条 (第三者へのカード情報の登録と管理) 1 第 23 条(カード等の管理)の規定にかかわらず、カード使用者等は、以下の各号が充足されることその他本規約の定めに従うことを条件として、ネットショッピング事業者またはコード決済事業者その他の第三者が設置したサーバーにカード情報の全部または一部を登録することができるものとします。 (1) 当該第三者の提供するサービスを利用するために必要であること。 (2) カード情報を登録しようとするサーバーが、当該サーバーに登録されたカード情報にアクセスまたは利用する権限を確認する合理的手段を定めているものであること。 2 前項の場合、カード使用者等は、ネットショッピングサイトの ID およびパスワードなど、前項に定めるサーバーに登録されたカード情報にアクセスまたは利用する権限があることを確認する手段につき、他人に使用させてはならず、かつ他人が使用することがないよう、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものとします。	第 31 条 (第三者へのカード情報の登録と管理) 1 第 23 条(カード等の管理)の規定にかかわらず、カード使用者等は、以下の各号が充足されることその他本規約の定めに従うことを条件として、ネットショッピング事業者またはコード決済事業者その他の第三者が設置したサーバーにカード情報の全部または一部を登録することができるものとします。 (1) 当該第三者の提供するサービスを利用するために必要であること。 (2) カード情報を登録しようとするサーバーが、当該サーバーに登録されたカード情報にアクセスまたは利用する権限を確認する合理的手段を定めているものであること。 2 前項の場合、カード使用者等は、ネットショッピングサイトの ID およびパスワードなど、前項に定めるサーバーに登録されたカード情報にアクセスまたは利用する権限があることを確認する情報または手段につき、他人に使用させてはならず、かつ他人が使用することがないよう、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものとします。
第 37 条 (犯罪収益等隠匿行為等の禁止) 1 会員は、以下の各号のいずれかその他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として本契約を締結してはならないものとします。 (1) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等の取得もしくは処分につき事実を偽装しまたは犯罪収益等を隠匿すること。 (2) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定める財産凍結等対象者として公告された者その他これらに類する者(団体を含みます。)との間で取引を行うこと。 (3) 外国為替及び外国貿易法に定める経済制裁対象者または経済制裁対象国もしくは地域にある者との間で取引を行うこと。 (4) 米国 OFAC 規制により規制される取引を行うこと。 2 会員またはカード使用者等は、前項各号その他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として、本契約に定めるサービスを利用してはならないものとします。 3 当社は、第 1 項または第 2 項の違反の有無を確認するため必要があると認めるときには、会員およびカード使用者等に	第 37 条 (犯罪収益等隠匿行為等の禁止) 1 会員は、以下の各号のいずれかその他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として本契約を締結してはならないものとします。 (1) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等の取得もしくは処分につき事実を偽装しまたは犯罪収益等を隠匿すること。 (2) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定める財産凍結等対象者として公告された者その他これらに類する者(団体を含みます。)との間で取引を行うこと。 (3) 外国為替及び外国貿易法に定める経済制裁対象者または経済制裁対象国もしくは地域にある者との間で取引を行うこと。 (4) 米国 OFAC 規制など、本契約を実行するために必要となる取引(国際ブランド会社など当社と提携する者により遂行される取引を含みます。)に対し、いずれかの法域において適用される経済制裁に係る法令、行政命令または司法命令により規制される取引を行うこと。 2 会員またはカード使用者等は、前項各号その他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として、本契約に定めるサービスを利用してはならないものとします。 3 当社は、第 1 項または第 2 項の違反の有無を確認するため必要があると認めるときには、会員およびカード使用者等に

【新旧対照表】 法人会員規約(ビジネスカード用) 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
対し、説明または資料の提出を求めることができ、会員およびカード使用者等は遅滞なくこれに応ずるものとします。 第 39 条 (WEB サービスおよび WEB 明細の利用に関する事項) 1 カード使用者等は、当社が別に定めるところに従い WEB サービスの登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。 2 カード使用者等のうち会員が定めた者は、WEB サービスの登録を行い、かつ会員が当社所定の手続をとることにより、WEB 明細を利用することができます。 3 カード使用者等は、WEB サービスまたは WEB 明細の利用のために必要となる ID およびパスワード(以下本条において「ID 等」といいます。)につき、他人に利用されることのないよう善良なる管理者の注意をもって選択、使用および管理するものとします。 4 WEB サービスまたは WEB 明細を提供するために開設された当社所定のウェブサイトにおいて ID 等が利用された場合には、当社は、当該 ID 等に係るカード使用者等により WEB サービスまたは WEB 明細が利用されたものとみなすことができるものとします。 5 会員およびカード使用者等は、WEB サービスまたは WEB 明細の利用時間、利用手続その他利用に関する事項については、当社ウェブサイトに掲出されたところに従うものとします。 6 会員およびカード使用者等は、WEB サービスもしくは WEB 明細の提供を妨げまたは妨げるおそれのある行為を行ってはならないものとします。 7 WEB サービスもしくは WEB 明細のサービス内容または利用方法その他関連事項につき、当社は、そのときどきの必要に応じて追加し、変更しまたは廃止することができるものとします。 第 40 条 (カード利用可能枠の設定等) 1 当社は、会員の入会時に、審査のうえそのカード利用可能枠を決定し、これを、当社所定の方法で会員に通知しまたは会員が知りうる状態に置くものとします。 2 当社は、当社が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態その他一切の事情を勘案して、カード利用可能枠を増額しまたは減額することができるものとします。この場合、当社は、変更後のカード利用可能枠につき、当社所定の方法で会員に通知しまたは会員が知りうる状態に置くものとします。 3 前項第 1 文の場合において、当社は、会員がカード利用可能枠の増額を希望しないときには、その申出により、遅滞なく増額前のカード利用可能枠に戻す処置をとるものとします。 4 カード利用可能枠が設定されたことにより、当社は、会員に対して信用を供与する義務を負うものではありません。 第 45 条 (ショッピングの利用方法) 1 会員がショッピングを利用するには、カード使用者等が貸与されたカードを加盟店に対して提示し、ショッピング利用代金の額ならびに日本国内の利用である場合には支払方式が 1 回払いであることを確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力するものとします。<u>ただし、加盟店が指定する場合には、暗</u>	対し、説明または資料の提出を求めることができ、会員およびカード使用者等は遅滞なくこれに応ずるものとします。 第 39 条 (WEB サービスおよび WEB 明細の利用に関する事項) 1 カード使用者等は、当社が別に定めるところに従い WEB サービスの登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。 2 カード使用者等のうち会員が定めた者は、WEB サービスの登録を行い、かつ会員が当社所定の手続をとることにより、WEB 明細を利用することができます。 3 カード使用者等は、WEB サービスまたは WEB 明細の利用のために必要となる ID およびパスワード <u>またはワンタイムパスワードその他カード使用者等本人であることを認証するための情報または手段</u>(以下本条において「ID 等」といいます。)につき、他人に利用されることのないよう善良なる管理者の注意をもって選択、使用および管理するものとします。 4 WEB サービスまたは WEB 明細を提供するために開設された当社所定のウェブサイトにおいて ID 等が利用された場合には、当社は、当該 ID 等に係るカード使用者等により WEB サービスまたは WEB 明細が利用されたものとみなすことができるものとします。 5 会員およびカード使用者等は、WEB サービスまたは WEB 明細の利用時間、利用手続その他利用に関する事項については、当社ウェブサイトに掲出されたところに従うものとします。 6 会員およびカード使用者等は、WEB サービスもしくは WEB 明細の提供を妨げまたは妨げるおそれのある行為を行ってはならないものとします。 7 WEB サービスもしくは WEB 明細のサービス内容または利用方法その他関連事項につき、当社は、そのときどきの必要に応じて追加し、変更しまたは廃止することができるものとします。 第 40 条 (カード利用可能枠の設定等) 1 当社は、会員の入会時に、審査のうえそのカード利用可能枠を決定し、これを、当社所定の方法で会員に通知しまたは会員が知りうる状態に置くものとします。 2 当社は、当社が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態、<u>適用ある法令または自主規制機関の規則、当社の業務またはシステム上の必要</u>その他一切の事情を勘案して、カード利用可能枠を増額しまたは減額することができるものとします。この場合、当社は、変更後のカード利用可能枠につき、当社所定の方法で会員に通知しまたは会員が知りうる状態に置くものとします。 3 前項第 1 文の場合において、当社は、会員がカード利用可能枠の増額を希望しないときには、その申出により、遅滞なく増額前のカード利用可能枠に戻す処置をとるものとします。 4 カード利用可能枠が設定されたことにより、当社は、会員に対して信用を供与する義務を負うものではありません。 第 45 条 (ショッピングの利用方法) 1 会員がショッピングを利用するには、カード使用者等が貸与されたカードを加盟店に対して提示し、ショッピング利用代金の額ならびに日本国内の利用である場合には支払方式が 1 回払いであることを確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力するものとします。

【新旧対照表】 法人会員規約(ビジネスカード用) 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
<u>証番号の入力に代えて所定の売上票または電磁的記録による売上票に署名を入力するための端末に署名するなど、加盟店が指定する他の方法によるものとします。</u> 2 前項の規定にかかわらず、ショッピングの利用により購入する商品もしくは権利または提供を受ける役務が、当社所定の範囲のものであり、かつ、ショッピング利用代金の額が当社所定の金額の範囲である場合であって、以下のいずれかに該当するときには、カード使用者等は、暗証番号の入力を行わずにカードを利用することができるものとします。 (1) 非接触決済の方法による利用であること。 (2) 第 1 号の場合を除き、当社所定の加盟店(加盟店が百貨店、総合スーパーマーケットなど各種商品小売業または各種商品卸売業に該当する場合にあっては当社所定の売場)におけるショッピングの利用であること。	2 前項の規定にかかわらず、ショッピングの利用により購入する商品もしくは権利または提供を受ける役務が、当社所定の範囲のものであり、かつ、ショッピング利用代金の額が当社所定の金額の範囲である場合であって、以下のいずれかに該当するときには、カード使用者等は、暗証番号の入力を行わずにカードを利用することができるものとします。 (1) 非接触決済の方法による利用であること。 (2) 第 1 号の場合を除き、当社所定の加盟店(加盟店が百貨店、総合スーパーマーケットなど各種商品小売業または各種商品卸売業に該当する場合にあっては当社所定の売場)におけるショッピングの利用であること。
第 46 条 (通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法) 1 第 45 条(<u>ショッピングの利用方法</u>)の規定にかかわらず、通信販売など一部の加盟店においては、カード使用者等が貸与されたカードを提示せずそのカード情報を通知することにより、会員はショッピングを利用することができます。 2 前項の方法でショッピングを利用する場合、<u>加盟店によっては、クレジットカード本人認証サービスの利用その他加盟店所定の方式によること</u>を求める場合があります。この場合には、カード使用者等は、当該方式に従うものとします。	第 46 条 (通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法) 1 第 45 条(<u>ショッピングの利用方法</u>)の規定にかかわらず、通信販売など一部の加盟店においては、カード使用者等が貸与されたカードを提示せずそのカード情報を通知することにより、会員はショッピングを利用することができます。 2 前項の方法でショッピングを利用する場合、<u>クレジットカード本人認証サービスの利用その他の本人認証方式の利用</u>を求める場合があります。この場合には、カード使用者等は、当該方式に従うものとします。
第 47 条 (通信販売等加盟店とカード情報の登録) 1 第 46 条に定める加盟店の一部においては、ショッピング利用のためにあらかじめ加盟店または第三者が設置したサーバーにカード情報を登録し、当該登録されたカード情報を利用できる者であることを認証する方法によりショッピングを利用することができます。 2 カード使用者等が、前項に定めるカード情報の登録を行った場合において、退会その他の事由により会員が会員資格を喪失またはカード使用者等がカード使用者等としての地位を喪失したときには、会員およびカード使用者は、加盟店の定めるところに従い遅滞なく登録されたカード情報を削除するものとします。	第 47 条 (通信販売等加盟店とカード情報の登録) 1 第 46 条(<u>通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法</u>)に定める加盟店の一部においては、ショッピング利用のためにあらかじめ加盟店または第三者が設置したサーバーにカード情報を登録し、当該登録されたカード情報を利用できる者であることを認証する方法によりショッピングを利用することができます。 2 カード使用者等が、前項に定めるカード情報の登録を行った場合において、退会その他の事由により会員が会員資格を喪失またはカード使用者等がカード使用者等としての地位を喪失したときには、会員およびカード使用者は、加盟店の定めるところに従い遅滞なく登録されたカード情報を削除するものとします。
第 49 条 (継続課金取引の終了等) 1 カード使用者等が第 48 条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、当該継続課金取引を終了したまたは当該継続課金取引により発生する代金もしくは対価につき登録されたカード情報によるショッピングを行わないこととするときには、会員およびカード使用者等は、当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除その他の必要な手続をとらなければならないものとします。この場合、当該加盟店の定める手続を完了するまでは、第 48 条に定めるところに従いカード使用者が会員のためにカード等を利用したものとみなします。 2 カード使用者が第 48 条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、退会その他の事由により会員が会員資格を喪失したまたは当該カード使用者がカード使用者としての地位を喪失したときには、会員およびカード使用者は、当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除の手続をとらなければ	第 49 条 (継続課金取引の終了等) 1 カード使用者等が第 48 条(<u>継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則</u>)に定めるカード情報の登録を行った場合であって、当該継続課金取引を終了したまたは当該継続課金取引により発生する代金もしくは対価につき登録されたカード情報によるショッピングを行わないこととするときには、会員およびカード使用者等は、当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除その他の必要な手続をとらなければならないものとします。この場合、当該加盟店の定める手続を完了するまでは、第 48 条に定めるところに従いカード使用者が会員のためにカード等を利用したものとみなします。 2 カード使用者が第 48 条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、退会その他の事由により会員が会員資格を喪失したまたは当該カード使用者がカード使用者としての地位を喪失したときには、会員およびカード使用者は、当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除の手続をとらなければ

【新旧対照表】 法人会員規約(ビジネスカード用) 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
ばならないものとします。この場合、当該カード情報が削除されるまでの間は、会員資格またはカード使用者としての地位を喪失した場合であっても、第 48 条に定めるところに従いカード使用者が会員のためにカード等を利用したものとみなします。	ばならないものとします。この場合、当該カード情報が削除されるまでの間は、会員資格またはカード使用者としての地位を喪失した場合であっても、第 48 条に定めるところに従いカード使用者が会員のためにカード等を利用したものとみなします。
第 51 条 (ショッピング利用に係る禁止行為等) 1 会員は、以下の各号のいずれかに該当するショッピング利用を行ってはならないものとし、カード使用者に対してこれらの利用を禁止しなければならないものとします。 (1) 法令により購入もしくは輸入が禁止される商品の購入または利用が禁止される役務提供の受領など、違法な目的のためまたは違法な行為の手段として行われるもの (2) 加盟店または加盟店があつせんする第三者が商品を買受けることを前提とする商品の購入のためのもの (3) 前号に掲げるもののほか、ショッピング枠の現金化など、<u>換金</u>を目的とする商品もしくは権利の購入または役務提供の受領のためのもの (4) 加盟店所在地、カード利用時点における会員の住所もしくは主たる事務所の所在地またはカード使用者等の所在地のいずれかにおける法定通貨(ただし、記念通貨その他これに類する通貨収集用のものを除きます。)の購入のためのもの (5) 暗号資産の購入のためのもの (6) 前各号に掲げるもののほか、資金調達を目的としまたはその手段として行われるもの (7) 金融商品取引法により認められる場合を除き、同法で定める金融商品の購入のためのもの (8) 価格が乱高下するなど投機性が高い商品、権利もしくは価値その他これに類するものの購入、役務提供の受領または調達のためのもの (9) 不正にまたは著しく不当にポイント、マイルなどカード利用による特典(付帯サービスの提供によるものを含みます。)を得ることとなるもの (10) 加盟店に対する過去の債務の精算のためのもの 2 ショッピングの利用が、前項の禁止に違反しまたは違反するおそれがあるものである場合には、当社は、ショッピングの利用を承認しないことがあります。 3 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、ショッピングの利用が制限されまたはショッピングの利用ができない場合があります。 (1) 商品券その他の金券類の購入 (2) 金、銀、プラチナその他貴金属の地金またはこれらの地金型貨幣の購入 (3) 前各号に掲げるもののほか当社が定め当社ウェブサイトで公表しているものもしくは加盟店が定めるものの購入または受領 4 会員が、前項の制限にかかわらず例外的にこれらに該当するショッピング利用を行おうとする場合には、あらかじめ、会員は当社所定の手続により当社の承認を得なければならないものとします。	第 51 条 (ショッピング利用に係る禁止行為等) 1 会員は、以下の各号のいずれかに該当するショッピング利用を行ってはならないものとし、カード使用者に対してこれらの利用を禁止しなければならないものとします。 (1) 法令により購入もしくは輸入が禁止される商品の購入または利用が禁止される役務提供の受領など、違法な目的のためまたは違法な行為の手段として行われるもの (2) 加盟店または加盟店があつせんする第三者が商品<u>または権利</u>を買受けることを前提とする商品<u>または権利</u>の購入のためのもの (3) 前号に掲げるもののほか、ショッピング枠の現金化など、<u>金銭の取得</u>を目的とする商品もしくは権利の購入または役務提供の受領のためのもの (4) 加盟店所在地、カード利用時点における会員の住所もしくは主たる事務所の所在地またはカード使用者等の所在地のいずれかにおける法定通貨(ただし、記念通貨その他これに類する通貨収集用のものを除きます。)の購入のためのもの (5) 暗号資産の購入のためのもの (6) 前各号に掲げるもののほか、資金調達を目的としまたはその手段として行われるもの (7) 金融商品取引法により認められる場合を除き、同法で定める金融商品の購入のためのもの (8) 価格が乱高下するなど投機性が高い商品、権利もしくは価値その他これに類するものの購入、役務提供の受領または調達のためのもの (9) 不正にまたは著しく不当にポイント、マイルなどカード利用による特典(付帯サービスの提供によるものを含みます。)を得ることとなるもの (10) 加盟店に対する過去の債務の精算のためのもの 2 ショッピングの利用が、前項の禁止に違反しまたは違反するおそれがあるものである場合には、当社は、ショッピングの利用を承認しないことがあります。 3 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、ショッピングの利用が制限されまたはショッピングの利用ができない場合があります。 (1) 商品券その他の金券類の購入 (2) 金、銀、プラチナその他貴金属の地金またはこれらの地金型貨幣の購入 (3) 前各号に掲げるもののほか当社が定め当社ウェブサイトで公表しているものもしくは加盟店が定めるものの購入または受領 4 会員が、前項の制限にかかわらず例外的にこれらに該当するショッピング利用を行おうとする場合には、あらかじめ、会員は当社所定の手続により当社の承認を得なければならないものとします。
第 54 条 (海外アクワイアラー加盟店でのショッピング利用とショッピング利用代金等) 1 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用については、以下の金額をショッピング利用代金として本規約を適用します。ただし、第 2 号のうち、海外アクワイアラー加盟店取扱	第 54 条 (海外アクワイアラー加盟店でのショッピング利用とショッピング利用代金等) 1 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用については、以下の金額をショッピング利用代金として本規約を適用します。ただし、第 2 号のうち、海外アクワイアラー加盟店取扱

【新旧対照表】 法人会員規約(ビジネスカード用) 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
手数料の加算については、当社が別に定めた日以降適用するものとします。適用開始日は、あらかじめ、当社ウェブサイトに掲出するなどの方法で周知するものとします。 (1) 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、外貨建で利用されたものについては、外貨を邦貨に換算した金額 (2) 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、邦貨建で利用されたものについては、当該邦貨建の金額に当社所定の海外アクワイアラー加盟店取扱手数料を加算した金額 2 会員に貸与されたカードに係る国際ブランドがアメリカン・エクスプレスブランドである場合には、前項第 1 号の規定は、以下のとおり読み替えるものとします。 (1-1) 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、米貨建で利用されたものについては、米貨を邦貨に換算した金額 (1-2) 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、米貨以外の外貨建で利用されたものについては、当該外貨を米貨に換算のうえ、米貨から邦貨に換算した金額 3 第 1 項第 1 号の外貨の邦貨への換算は、カード使用者等が利用したカード等に係る国際ブランド会社における売上処理を行った時点における銀行間外国為替レートのうち、当該国際ブランド会社が選択したレートによるものに所定の手数料を加算したレートとします。また、国際ブランド会社がアメリカン・エクスプレスである場合における外貨から邦貨への換算については、法令により特定の換算レートが義務付けられている場合を除き、換算日の前営業日における主要な外国為替相場情報からアメリカン・エクスプレスが選択した銀行間レートに 2%の外貨取扱手数料を加算したレートとします。ただし、前項により読み替えて適用される第 1-2 号の場合、外貨取扱手数料が重複して課されることはありません。 4 第 1 項第 2 号に定める当社所定の海外アクワイアラー加盟店取扱手数料は、邦貨建利用金額に所定の割合を乗じた金額とします。 5 第 1 項の海外アクワイアラー加盟店とは、以下の各号のいずれかの者と加盟店契約を締結している者をいいます。 (1) 国際ブランド会社から、専ら日本国外において、当該国際ブランドを付したカードに係る加盟店契約を締結することを許諾された者 (2) 前号の者から直接または間接に加盟店契約の締結を許諾され、当該資格に基づいて、加盟店との間で契約を締結している者 第 79 条 (更新カード不発行等と本契約の終了) 1 カードの有効期限が満了しつつ、当社が第 16 条(更新カードの発行と貸与)に従い更新カードを会員に対して貸与しなかった場合には、当該有効期限満了の時点で、本契約は終了したものとします。 2 当社が第 15 条(カードの発行と貸与)、第 16 条または第 17 条(カードの再発行)の規定により会員に対してカードを送付したにもかかわらず、相当期間内にこれを受領しない場合には、当社は、当該相当期間満了の時点で本契約が終了したものとみなすことができるものとします。	手数料の加算については、当社が別に定めた日以降適用するものとします。適用開始日は、あらかじめ、当社ウェブサイトに掲出するなどの方法で周知するものとします。 (1) 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、外貨建で利用されたものについては、外貨を邦貨に換算した金額 (2) 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、邦貨建で利用されたものについては、当該邦貨建の金額に当社所定の海外アクワイアラー加盟店取扱手数料を加算した金額 2 会員に貸与されたカードに係る国際ブランドがアメリカン・エクスプレスブランドである場合には、前項第 1 号の規定は、以下のとおり読み替えるものとします。 (1-1) 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、米貨建で利用されたものについては、米貨を邦貨に換算した金額 (1-2) 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、米貨以外の外貨建で利用されたものについては、当該外貨を米貨に換算のうえ、米貨から邦貨に換算した金額 3 第 1 項第 1 号の外貨の邦貨への換算は、カード使用者等が利用したカード等に係る国際ブランド会社における売上処理を行った時点における銀行間外国為替レートのうち、当該国際ブランド会社が選択したレートによるものに所定の手数料を加算したレートとします。また、国際ブランド会社がアメリカン・エクスプレスである場合における外貨から邦貨への換算については、法令により特定の換算レートが義務付けられている場合を除き、換算日の前営業日における主要な外国為替相場情報からアメリカン・エクスプレスが選択した銀行間レートにアメリカン・エクスプレスが定める2%の外貨取扱手数料と当社が定める所定の手数料を加算したレートとします。ただし、前項により読み替えて適用される第 1-2 号の場合、外貨取扱手数料が重複して課されることはありません。 4 第 1 項第 2 号に定める当社所定の海外アクワイアラー加盟店取扱手数料は、邦貨建利用金額に所定の割合を乗じた金額とします。 5 第 1 項の海外アクワイアラー加盟店とは、以下の各号のいずれかの者と加盟店契約を締結している者をいいます。 (1) 国際ブランド会社から、専ら日本国外において、当該国際ブランドを付したカードに係る加盟店契約を締結することを許諾された者 (2) 前号の者から直接または間接に加盟店契約の締結を許諾され、当該資格に基づいて、加盟店との間で契約を締結している者 第 79 条 (更新カード不発行等と本契約の終了) 1 カードの有効期限が満了しつつ、当社が第 16 条(カードの有効期限および更新カードの発行と貸与) 第 2 項に従い更新カードを会員に対して貸与しなかった場合には、当該有効期限満了の時点で、本契約は終了したものとします。 2 当社が第 15 条(カードの発行と貸与)、第 16 条(カードの有効期限および更新カードの発行と貸与) 第 2 項または第 17 条(カードの再発行)の規定により会員に対してカードを送付したにもかかわらず、相当期間内にこれを受領しない場合には、当社は、当該相当期間満了の時点で本契約が終了したものとみなすことができるものとします。

【新旧対照表】 法人会員規約(ビジネスカード用) 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
2025 年 12 月 9 日改定 個人情報の取扱いに関する同意条項 第 1 条 (定義) 1 本同意条項において、個人信用情報機関とは、個人の支払能力または返済能力(以下「支払能力等」といいます。)に関する情報の収集および<u>当該機関の加盟会員</u>に対する当該情報の提供を業とする者をいい、加盟個人信用情報機関とは、個人信用情報機関のうち当社が信用情報提供契約を締結している者、提携個人信用情報機関とは、加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関であって加盟個人信用情報機関以外の者をいいます。 2 前項に定めるもののほか、本同意条項で用いる語句は、特に本同意条項中に別段の定めがあるものを除き、法人会員規約(ビジネスカード用)に定義された語句と同一の意義を有するものとします。 第 2 条 (取引を遂行する目的での個人情報の取扱い) 1 以下の各号に掲げる者(以下「代表者等」といいます。)およびカード使用者(会員がカード使用者として本契約に従い指定した者を含みます。以下本条および第 10 条第 1 項において同じ。)は、当社が、本契約を含む当社との契約に基づく取引またはその申込に係る、会員に対する与信判断および与信後の管理その他これら契約に基づき行われる取引を遂行するため、本件個人情報を取得、保管、記録および利用することに同意します。 (1) 会員または会員となろうとする者(自然人に限ります。) (2) 会員または会員となろうとする法人または団体の代表者または管理人 2 代表者等およびカード使用者(以下これらを総称して「同意者」といいます。)は、当社が付帯サービスを提供するため、本件個人情報(ただし、第 3 項第 4 号または第 6 号を除きます。)を取得、保管、記録および利用することに同意します。 3 第 1 項および第 2 項に定める本件個人情報とは、同意者(ただし、第 4 号および第 6 号にあっては代表者等に限ります。)に係る個人情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報であって第 4 条に掲げる個人信用情報機関から提供を受けた個人情報、第 7 条に掲げる機微情報および法令、ガイドラインまたは適用ある自主規制規則により提供もしくは告知の求めが禁止される情報以外のものをいいます。 (1) 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先(その所在地および電話番号等を含みます。)、家族構成、運転免許証その他の本人確認書類の記号番号、国籍、本邦の在留資格および在留期間その他同意者の属性に関する情報 (2) 入会等の申込日、本契約の契約日、契約およびカードの種別、取引の目的、利用可能枠および本契約に従い支払口座として指定された預貯金口座に係る情報その他の本契約の申込、成立および内容に関する情報 (3) 基本サービスに係る契約など本契約に定めるところにより締結された契約の契約日、金額、支払方式、支払回数、利用加盟店名その他これら契約の申込、成立および内容に関する情報 (4) 代表者等の収入、資産ならびに負債の種類、内容、金額その他代表者等の支払能力等に関する情報 (5) 本契約または本契約に基づく契約に基づき会員が負担	2026 年 10 月 30 日改定 個人情報の取扱いに関する同意条項 第 1 条 (定義) 1 本同意条項において、個人信用情報機関とは、個人の支払能力または返済能力(以下「支払能力等」といいます。)に関する情報の収集および<u>当該個人信用情報機関と信用情報提供契約を締結した与信事業者(以下「加盟事業者」といいます。)</u>に対する当該情報の提供を業とする者をいい、加盟個人信用情報機関とは、個人信用情報機関のうち当社が信用情報提供契約を締結している者、提携個人信用情報機関とは、加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関であって加盟個人信用情報機関以外の者をいいます。 2 前項に定めるもののほか、本同意条項で用いる語句は、特に本同意条項中に別段の定めがあるものを除き、法人会員規約(ビジネスカード用)に定義された語句と同一の意義を有するものとします。 第 2 条 (取引を遂行する目的での個人情報の取扱い) 1 以下の各号に掲げる者(以下「代表者等」といいます。)およびカード使用者(会員がカード使用者として本契約に従い指定した者を含みます。以下本条および第 11 条第 1 項において同じ。)は、当社が、本契約を含む当社との契約に基づく取引またはその申込に係る、会員に対する与信判断および与信後の管理その他これら契約に基づき行われる取引を遂行するため、本件個人情報を取得、保管、記録および利用することに同意します。 (1) 会員または会員となろうとする者(自然人に限ります。) (2) 会員または会員となろうとする法人または団体の代表者または管理人 2 代表者等およびカード使用者(以下これらを総称して「同意者」といいます。)は、当社が付帯サービスを提供するため、本件個人情報(ただし、第 3 項第 4 号または第 6 号を除きます。)を取得、保管、記録および利用することに同意します。 3 第 1 項および第 2 項に定める本件個人情報とは、同意者(ただし、第 4 号および第 6 号にあっては代表者等に限ります。)に係る個人情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報であって第 4 条に掲げる個人信用情報機関から提供を受けた個人情報、第 8 条に掲げる機微情報および法令、ガイドラインまたは適用ある自主規制規則により提供もしくは告知の求めが禁止される情報以外のものをいいます。 (1) 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先(その所在地および電話番号等を含みます。)、家族構成、運転免許証その他の本人確認書類の記号番号、国籍、本邦の在留資格および在留期間その他同意者の属性に関する情報 (2) 入会等の申込日、本契約の契約日、契約およびカードの種別、取引の目的、利用可能枠および本契約に従い支払口座として指定された預貯金口座に係る情報その他の本契約の申込、成立および内容に関する情報 (3) 基本サービスに係る契約など本契約に定めるところにより締結された契約の契約日、金額、支払方式、支払回数、利用加盟店名その他これら契約の申込、成立および内容に関する情報 (4) 代表者等の収入、資産ならびに負債の種類、内容、金額その他代表者等の支払能力等に関する情報 (5) 本契約または本契約に基づく契約に基づき会員が負担

【新旧対照表】 法人会員規約(ビジネスカード用) 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後																												
する債務の弁済日、弁済金額および弁済方法その他これら契約の履行に関する情報 (6) 本契約および本契約に定めるところにより締結された契約以外で、代表者等が当社との間で締結した契約の利用および支払履歴、残高その他当該契約の取引状況 (7) 前各号に掲げる事項のほか、同意者から申告を受けた情報、当社ウェブサイト利用による情報、公開されている情報その他の当社が適正な手段で取得した情報(個人関連情報を含む)	する債務の弁済日、弁済金額および弁済方法その他これら契約の履行に関する情報 (6) 本契約および本契約に定めるところにより締結された契約以外で、代表者等が当社との間で締結した契約の利用および支払履歴、残高その他当該契約の取引状況 (7) 前各号に掲げる事項のほか、同意者から申告を受けた情報、当社ウェブサイト利用による情報、公開されている情報その他の当社が適正な手段で取得した情報(個人関連情報を含む)																												
第 3 条 (取引を遂行する目的以外の目的による本件個人情報の利用) 1 同意者は、当社が、本件個人情報(ただし、第 2 条第 3 項第 4 号または第 6 号の情報を除きます。)につき、以下の目的のために取得、保有および利用することに同意します。 (1) <u>当社の</u>クレジット関連事業における市場調査、商品開発 (2) <u>当社の</u>クレジット関連事業における広告または宣伝のための書面等の送付および電話等による営業案内 (3) 当社が加盟店等から受託して行う広告または宣伝のための書面の送付および電話等による営業案内 2 当社のクレジット関連事業は、クレジットカード<u>および融資等です</u>。事業内容の詳細は、当社ウェブサイトにおいてご確認いただけます。 3 当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することができるものとします。	第 3 条 (取引を遂行する目的以外の目的による本件個人情報の利用) 1 同意者は、当社が、本件個人情報(ただし、第 2 条第 3 項第 4 号または第 6 号の情報を除きます。)につき、以下の目的のために取得、保有および利用することに同意します。 (1) クレジット関連事業における市場調査、商品開発 (2) クレジット関連事業における広告または宣伝のための書面等の送付および電話等による<u>個別のご提案</u>、営業案内 (3) 当社が加盟店、<u>当社提携会社、当社の関連金融機関</u>等から受託して行う広告または宣伝のための書面の送付および電話等による<u>個別のご提案</u>、営業案内 2 当社のクレジット関連事業は、クレジットカード、<u>融資、信用保証、集金代行、金融商品仲介、銀行代理、前払式支払手段の発行・販売等当社の目的として登記されている業務です(カード発行会社ごとに登記されている業務は異なります)</u>。事業内容の詳細は、当社ウェブサイトにおいてご確認いただけます。 3 当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することができるものとします。																												
第 4 条(個人情報情報機関) 1 当社の加盟個人情報情報機関は、以下の各機関のうち、カード発行会社ごとに法人会員規約(ビジネスカード用)別表 1 に記載された者です。 <table><tr><th>名称</th><th><u>所在地</u></th><th>電話番号</th><th>ホームページアドレス</th></tr><tr><td>株式会社シー・アイ・シー(CIC)</td><td><u>〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階</u></td><td><u>0120-810-414</u></td><td>https://www.cic.co.jp/</td></tr><tr><td>株式会社日本信用情報機構(JICC)</td><td><u>〒105-0011 東京都港区芝公園二丁目 4 番 1 号芝パークビル B 館 4 階</u></td><td>0570-055-955</td><td>https://www.jicc.co.jp/</td></tr><tr><td>全国銀行個人信用情報センター</td><td><u>〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1</u></td><td>03-3214-5020</td><td>https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</td></tr></table> ※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法および貸金業法に基づき指定を受けた個人情報情報機関です。 ※株式会社日本信用情報機構(JICC)は、貸金業法に基づき指定を受けた個人情報情報機関です。 2 当社の提携個人情報情報機関は、以下の各機関のうち、カ	名称	<u>所在地</u>	電話番号	ホームページアドレス	株式会社シー・アイ・シー(CIC)	<u>〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階</u>	<u>0120-810-414</u>	https://www.cic.co.jp/	株式会社日本信用情報機構(JICC)	<u>〒105-0011 東京都港区芝公園二丁目 4 番 1 号芝パークビル B 館 4 階</u>	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/	全国銀行個人信用情報センター	<u>〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1</u>	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	第 4 条(個人情報情報機関) 1 当社の加盟個人情報情報機関は、以下の各機関のうち、カード発行会社ごとに法人会員規約(ビジネスカード用)別表 1 に記載された者です。 <table><tr><th>名称</th><th>電話番号</th><th>ホームページアドレス</th></tr><tr><td>株式会社シー・アイ・シー(CIC)</td><td><u>0570-666-414</u></td><td>https://www.cic.co.jp/</td></tr><tr><td>株式会社日本信用情報機構(JICC)</td><td>0570-055-955</td><td>https://www.jicc.co.jp/</td></tr><tr><td>全国銀行個人信用情報センター</td><td>03-3214-5020</td><td>https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</td></tr></table> ※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法および貸金業法に基づき指定を受けた個人情報情報機関です。 ※株式会社日本信用情報機構(JICC)は、貸金業法に基づき指定を受けた個人情報情報機関です。 2 当社の提携個人情報情報機関は、以下の各機関のうち、カ	名称	電話番号	ホームページアドレス	株式会社シー・アイ・シー(CIC)	<u>0570-666-414</u>	https://www.cic.co.jp/	株式会社日本信用情報機構(JICC)	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/	全国銀行個人信用情報センター	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
名称	<u>所在地</u>	電話番号	ホームページアドレス																										
株式会社シー・アイ・シー(CIC)	<u>〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階</u>	<u>0120-810-414</u>	https://www.cic.co.jp/																										
株式会社日本信用情報機構(JICC)	<u>〒105-0011 東京都港区芝公園二丁目 4 番 1 号芝パークビル B 館 4 階</u>	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/																										
全国銀行個人信用情報センター	<u>〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1</u>	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/																										
名称	電話番号	ホームページアドレス																											
株式会社シー・アイ・シー(CIC)	<u>0570-666-414</u>	https://www.cic.co.jp/																											
株式会社日本信用情報機構(JICC)	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/																											
全国銀行個人信用情報センター	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/																											

【新旧対照表】 法人会員規約(ビジネスカード用) 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行				改定後			
ード発行会社ごとに加盟個人信用情報機関として法人会員規約(ビジネスカード用)別表1に記載されている者以外の者です。				ード発行会社ごとに加盟個人信用情報機関として法人会員規約(ビジネスカード用)別表1に記載されている者以外の者です。			
名称	所在地	電話番号	ホームページアドレス	名称	電話番号	ホームページアドレス	
株式会社日本信用情報機構(JICC)	<u>〒105-0011 東京都港区芝公園二丁目4番1号芝パークビルB館4階</u>	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/	株式会社日本信用情報機構(JICC)	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/	
全国銀行個人信用情報センター	<u>〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1</u>	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	全国銀行個人信用情報センター	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	
3 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の業務内容、加盟資格、 <u>加盟会員企業者</u> 名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。				3 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の業務内容、加盟資格、 <u>加盟事業者</u> 名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。			
				<u>4 CIC は、同社が保有する信用情報を分析のうえ算出した「指数」とその「算出理由」を「クレジット・ガイダンス情報」として当該情報の本人および同社の加盟事業者に限って提供しております。クレジット・ガイダンス情報は、同社の加盟事業者においては、与信判断の目的でのみ提供され利用されます。「クレジット・ガイダンス」の詳細については、上記 CIC のホームページをご確認ください。</u>			
第5条（個人信用情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等）				第5条（個人信用情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等）			
1 代表者等(ただし、第2条第1項第1号に掲げる者に限ります。以下本条 <u>および第6条</u> において同じ。)は、当社が以下の各号に定める目的のため、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関に対して代表者等の個人情報を照会し、これら個人信用情報機関に代表者等の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受けてこれを利用することに同意します。				1 代表者等(ただし、第2条第1項第1号に掲げる者に限ります。以下本条、 <u>第6条および第7条</u> において同じ。)は、当社が以下の各号に定める目的のため、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関に対して代表者等の個人情報を照会し、これら個人信用情報機関に代表者等の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受けてこれを利用することに同意します。			
(1) 代表者等の支払能力等を調査し、当社と代表者等との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約の申込につき審査するため				(1) 代表者等の支払能力等を調査し、当社と代表者等との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約の申込につき審査するため			
(2) 当社と代表者等との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約を締結した後の途上審査として代表者等の支払能力等を調査するため				(2) 当社と代表者等との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約を締結した後の途上審査として代表者等の支払能力等を調査するため			
(3) 当社と代表者等との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約につき、代表者等の支払能力等を調査し与信後の管理を行うため				(3) 当社と代表者等との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約につき、代表者等の支払能力等を調査し与信後の管理を行うため			
2 前項に定める、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関から提供を受ける代表者等の個人情報 <u>には、当該個人信用情報機関に加盟する与信事業者が、当該個人信用情報機関に登録した個人情報のほか、電話帳など一般に公開されているものに掲載されている情報、本人確認書類の紛失または盗難の事実その他の本人が当該個人信用情報機関に申告した情報または貸付自粛情報が含まれます。貸付自粛情報とは、本人またはその親族のうち一定の範囲の者が、貸付けを行わないよう求める旨を日本貸金業協会または全国銀行協会に申告した情報をいいます。</u>				2 前項に定める、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関から提供を受ける代表者等の個人情報 <u>は、第7条(3)に定められた情報とします。</u>			
3 当社は、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関に登録されている個人の支払能力等に関する情報に				3 当社は、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関に登録されている個人の支払能力等に関する情報に			

現行				改定後					
つき、割賦販売法または貸金業法に従い、支払能力等の調査の目的を達成するために必要な限度で利用するものとし、他の目的のためには利用いたしません。				つき、割賦販売法または貸金業法に従い、支払能力等の調査の目的を達成するために必要な限度で利用するものとし、他の目的のためには利用いたしません。					
第 6 条(個人信用情報機関に対する信用情報の提供等の同意)				第 6 条(個人信用情報機関に対する信用情報の提供等の同意)					
1 代表者等は、当社が、本契約に関する客観的な取引事実に基づく代表者等に係る下表「登録される情報」欄①②③④記載の個人情報を、加盟個人信用情報機関に提供し、加盟個人信用情報機関が下表に定める期間登録することに同意するものとします。				1 代表者等は、当社が、本契約に関する客観的な取引事実に基づく代表者等に係る下表「登録される情報」欄①②③④記載の個人情報を、加盟個人信用情報機関に提供し、加盟個人信用情報機関が下表に定める期間登録することに同意するものとします。					
登録される 情報	個人信用情報機関別の登録される期間			登録される 情報	<u>加盟</u> 個人信用情報機関別の登録される期間				
	株式会社シー・アイ・シー(CIC)	株式会社日本信用情報機構(JICC)	全国銀行個人信用情報センター		株式会社シー・アイ・シー(CIC)	株式会社日本信用情報機構(JICC)	全国銀行個人信用情報センター		
	① 本人を特定するための情報				① 本人を特定するための情報				
	② 本契約の申込に係る情報	当社が個人信用情報機関に照会した日から 6 ヶ月間	照会日から 6 ヶ月以内		当社が個人信用情報機関に照会した日から 1 年を超えない期間	② 本契約の申込に係る情報	当社が個人信用情報機関に照会した日から 6 ヶ月間	照会日から 6 ヶ月以内	当社が個人信用情報機関に照会した日から 1 年を超えない期間
	③ 本契約または本契約に基づく契約に関する客観的取引事実	契約期間中および契約終了後 5 年以内	契約継続中および契約終了後 5 年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から 1 年以内)		契約期間中および契約終了日(完済日)より 5 年を超えない期間	③ 本契約または本契約に基づく契約に関する客観的取引事実	契約期間中および契約終了後 5 年以内	契約継続中および契約終了後 5 年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から 1 年以内)	契約期間中および契約終了日(完済日)より 5 年を超えない期間
④ 本契約または本契約に基づく契約に係る債務の支払を延滞等した事実	契約期間中および契約終了後 5 年間	契約継続中および契約終了後 5 年以内	契約期間中および契約終了日(完済日)より 5 年を超えない期間	④ 本契約または本契約に基づく契約に係る債務の支払を延滞等した事実	契約期間中および契約終了後 5 年間	契約継続中および契約終了後 5 年以内	契約期間中および契約終了日(完済日)より 5 年を超えない期間		
2 当社が加盟個人信用情報機関に登録する情報は、以下のとおりです。				2 当社が加盟個人信用情報機関に登録する情報は、以下のとおりです。					
(1) CIC に対して				(1) CIC に対して					
情報の項目		具体例		情報の項目		具体例			
① 本人を特定するための情報		氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号(ただし、個人番号および被保険者等記号番号等を除く。)等		① 本人を特定するための情報		氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号(ただし、個人番号および被保険者等記号番号等を除く。)等			

【新旧対照表】 法人会員規約(ビジネスカード用) 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行		改定後	
② 本契約の申込に係る情報	照会日、申込に係る契約の種別(申込区分)、契約予定額、支払予定回数等	② 本契約の申込に係る情報	照会日、申込に係る契約の種別(申込区分)、契約予定額、支払予定回数等
③ 本契約または本契約に基づく契約に係る客観的な取引事実	契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等	③ 本契約または本契約に基づく契約に係る客観的な取引事実	契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等
④ 支払状況に関する情報	利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等	④ 支払状況に関する情報	利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等
(2) JICC に対して		(2) JICC に対して	
情報の項目	具体例	情報の項目	具体例
① 本人を特定するための情報	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号(ただし、個人番号および被保険者等記号番号等を除く。)等	① 本人を特定するための情報	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号(ただし、個人番号および被保険者等記号番号等を除く。)等
② 申込情報	照会日、申込商品種別等	② 申込情報	照会日、申込商品種別等
③ 契約内容に関する情報	契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等	③ 契約内容に関する情報	契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等
④ 返済状況に関する情報	入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等	④ 返済状況に関する情報	入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等
⑤ 取引事実に関する情報	債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立て、債権譲渡等	⑤ 取引事実に関する情報	債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立て、債権譲渡等
(3) 全国銀行個人信用情報センターに対して		(3) 全国銀行個人信用情報センターに対して	
情報の項目	具体例	情報の項目	具体例
① 本人情報	氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等	① 本人情報	氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等
② 本契約の内容およびその返済状況	借入金額、借入日、最終返済日、延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実	② 本契約の内容およびその返済状況	借入金額、借入日、最終返済日、延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実
③ 当社が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込の内容等		③ 当社が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込の内容等	
④ 官報情報		④ 官報情報	
⑤ 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨		⑤ 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	
⑥ 本人申告情報	本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等	⑥ 本人申告情報	本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等
<u>3 代表者等は、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の加盟会員が、加盟個人信用情報機関から前項に定める個人情報の提供を受け、支払能力等の調査の目的の達成に必要な限度で利用することに同意します。</u>		第 7 条 (加盟個人信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意) 代表者等は加盟個人信用情報機関が、加盟事業者による代表者等の支払能力等調査に資することを目的に、その保有する個人情報であって、加盟事業者における与信判断に用いられることを予定する情報(以下「信用情報」といいます。)を以下のとおり利用することおよび当該情報を加盟事業者に提供することに同意します。 (1) 加盟個人信用情報機関が保有する信用情報 加盟個人信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。 ①加盟事業者(当社を含みます。)から提供を受けた個人情報。当該情報の種類および概要は、第 6 条第 2 項に掲げられたものと同様です。 ②加盟個人信用情報機関が収集した①以外の情報。当該情	

【新旧対照表】 法人会員規約(ビジネスカード用) 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
	報には、電話帳など一般に公開されているものに掲載されている情報、本人確認書類の紛失または盗難の事実その他の本人が当該個人情報情報機関に申告した情報または貸付自粛情報(本人またはその親族のうち一定の範囲の者が、貸付けを行わないよう求める旨を日本貸金業協会または全国銀行協会に申告した情報)が含まれます。 ③加盟個人情報情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報 (2) 加盟個人情報情報機関による信用情報の利用 加盟個人情報情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。 ①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他加盟個人情報情報機関の業務を適切に実施するための処理 ②信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出 (3) 加盟個人情報情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供 加盟個人情報情報機関は、信用情報((1)①②③)を加盟事業者へ提供します。また、信用情報((1)①)を、提携個人情報情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。
第7条 (機微情報の取扱い) 1 当社は、同意者の機微情報につき、取得、利用および第三者提供いたしません。 2 前項の機微情報とは、信用分野における個人情報保護に関するガイドラインまたは金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに定める機微情報をいいます。機微情報は、上記各ガイドラインで除外されている場合を除き、以下の各号の情報が該当します。 (1) 本人の人種、信条、社会的身分、病歴など個人情報の保護に関する法律(以下「保護法」といいます。)に定める要配慮個人情報 (2) 労働組合への加盟、門地、本籍地および性生活に関する情報であって前号に該当しないもの 3 第1項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる場合には、当社は、以下の各号に掲げる範囲で機微情報を取扱うことができるものとします。ただし、第6号から第9号に掲げる場合であって、機微情報が前項第1号に属するものであるときには、あらかじめ本人の同意を得るものとします。 (1) 法令に基づく場合 (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の促進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき (5) 学術研究機関等から学術研究目的で機微(センシティブ)情報を取得する必要がある場合(当該情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。) (6) 機微情報が記載されている戸籍謄本その他の本人を特定できる書類を本人特定のために取得、利用または保管する場合	第8条 (機微情報の取扱い) 1 当社は、同意者の機微情報につき、取得、利用および第三者提供いたしません。 2 前項の機微情報とは、信用分野における個人情報保護に関するガイドラインまたは金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに定める機微情報をいいます。機微情報は、上記各ガイドラインで除外されている場合を除き、以下の各号の情報が該当します。 (1) 本人の人種、信条、社会的身分、病歴など個人情報の保護に関する法律(以下「保護法」といいます。)に定める要配慮個人情報 (2) 労働組合への加盟、門地、本籍地および性生活に関する情報であって前号に該当しないもの 3 第1項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる場合には、当社は、以下の各号に掲げる範囲で機微情報を取扱うことができるものとします。ただし、第6号から第9号に掲げる場合であって、機微情報が前項第1号に属するものであるときには、あらかじめ本人の同意を得るものとします。 (1) 法令に基づく場合 (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の促進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき (5) 学術研究機関等から学術研究目的で機微(センシティブ)情報を取得する必要がある場合(当該情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。) (6) 機微情報が記載されている戸籍謄本その他の本人を特定できる書類を本人特定のために取得、利用または保管する場合

【新旧対照表】 法人会員規約(ビジネスカード用) 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行	改定後
(7) 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微情報を取得、利用または第三者提供する場合 (8) 当社のクレジット関連事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微情報を取得、利用または第三者提供する場合 (9) 機微情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合	(7) 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微情報を取得、利用または第三者提供する場合 (8) 当社のクレジット関連事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微情報を取得、利用または第三者提供する場合 (9) 機微情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合
第 8 条(個人情報の公的機関等への提供) 当社は、法令の規定により個人情報の提出を求められた場合には当該法令の定める範囲でこれに応ずることがあります。また、同意者は、当社が国もしくは地方公共団体またはこれらから委託を受けた者その他これらに類する者から求められ公共の利益をはかるために特に必要がある場合、当社が当該公的機関等に個人情報を提供することに同意します。	第 9 条(個人情報の公的機関等への提供) 当社は、法令の規定により個人情報の提出を求められた場合には当該法令の定める範囲でこれに応ずることがあります。また、同意者は、当社が国もしくは地方公共団体またはこれらから委託を受けた者その他これらに類する者から求められ公共の利益をはかるために特に必要がある場合、当社が当該公的機関等に個人情報を提供することに同意します。
第 9 条(個人情報の開示・訂正・削除) 1 同意者は、当社に対し、保護法に定めるところに従い、自己に関する情報を開示等するよう請求することができます。開示等の請求をする場合には、第 13 条に規定するお問合せ窓口にご連絡ください。受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料などの開示等の請求の手続きの詳細についてお答えします。 2 代表者等(ただし、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者に限ります。))は、加盟個人信用情報機関の定めるところに従い、自己に関する登録された個人情報を開示するよう求めることができます。この場合の手続きその他の必要事項については、加盟個人信用情報機関にご連絡ください。 3 当社の保有個人データまたは当社が加盟個人信用情報機関に登録した個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、保護法に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除等に応じます。	第 10 条(個人情報の開示・訂正・削除) 1 同意者は、当社に対し、保護法に定めるところに従い、自己に関する情報を開示等するよう請求することができます。開示等の請求をする場合には、第 14 条に規定するお問合せ窓口にご連絡ください。受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料などの開示等の請求の手続きの詳細についてお答えします。 2 代表者等(ただし、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者に限ります。))は、加盟個人信用情報機関の定めるところに従い、自己に関する登録された個人情報を開示するよう求めることができます。この場合の手続きその他の必要事項については、加盟個人信用情報機関にご連絡ください。 3 当社の保有個人データまたは当社が加盟個人信用情報機関に登録した個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、保護法に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除等に応じます。
第 10 条(本同意条項に不同意の場合) 1 同意者が本同意条項第 2 条第 1 項の条項に同意しない場合には、当社は、代表者等が同意しない場合にあっては会員の本契約もしくは本契約以外の信用供与に係る契約の申込を拒みまたは締結済の信用供与契約を解除することができるものとし、カード使用者が同意しない場合にあっては、当該カード使用者につきカード使用者としての指定を承認せずまたは当該承認を撤回することができるものとします。 2 代表者等(ただし、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者に限ります。次項第 2 文も同じ。))が第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項および第 3 項に同意しない場合または同意者が第 8 条の条項に同意しない場合には、当社は、会員の本契約の申込を拒むことができるものとします。 3 同意者は、本同意条項のうち、第 2 条第 1 項および第 8 条に定める同意につき、撤回することはできません。代表者等にあっては、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項および第 3 項についても同様とします。 4 同意者が第 3 条第 1 項の目的に同意せずまたは同意を撤回した場合であっても、当社は、これを理由として本契約もしくは本契約以外の信用供与契約の申込を拒みまたはこれらの契約を解除することはありません。ただし、これにより、当社または当社の加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられない場合があります。	第 11 条(本同意条項に不同意の場合) 1 同意者が本同意条項第 2 条第 1 項の条項に同意しない場合には、当社は、代表者等が同意しない場合にあっては会員の本契約もしくは本契約以外の信用供与に係る契約の申込を拒みまたは締結済の信用供与契約を解除することができるものとし、カード使用者が同意しない場合にあっては、当該カード使用者につきカード使用者としての指定を承認せずまたは当該承認を撤回することができるものとします。 2 代表者等(ただし、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者に限ります。次項第 2 文も同じ。))が第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項および第 7 条に同意しない場合または同意者が第 9 条の条項に同意しない場合には、当社は、会員の本契約の申込を拒むことができるものとします。 3 同意者は、本同意条項のうち、第 2 条第 1 項および第 9 条に定める同意につき、撤回することはできません。代表者等にあっては、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項および第 7 条についても同様とします。 4 同意者が第 3 条第 1 項の目的に同意せずまたは同意を撤回した場合であっても、当社は、これを理由として本契約もしくは本契約以外の信用供与契約の申込を拒みまたはこれらの契約を解除することはありません。ただし、これにより、当社または当社の加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられない場合があります。
第 11 条(第 3 条第 1 項の同意の撤回) 1 同意者が、当社所定の手続きにより第 3 条第 1 項の利用	第 12 条(第 3 条第 1 項の同意の撤回) 1 同意者が、当社所定の手続きにより第 3 条第 1 項の利用

【新旧対照表】 法人会員規約(ビジネスカード用) 2026 年 10 月 30 日改定

・変更点は下線の箇所です。

現行			改定後		
目的に対する同意を撤回した場合には、当社は、すみやかに当該同意者に係る個人情報につき、第 3 条第 1 項各号の目的での利用を中止する措置をとるものとします。 2 第 3 条第 1 項の利用目的に対する同意の撤回の手続きは、<u>第 13 条</u>記載のお問合せ窓口にお問合せください。 3 第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する場合には、当社は当該各号に定める限度で、第 3 条第 1 項各号の利用目的による個人情報の取扱いを行うことができるものとします。			目的に対する同意を撤回した場合には、当社は、すみやかに当該同意者に係る個人情報につき、第 3 条第 1 項各号の目的での利用を中止する措置をとるものとします。 2 第 3 条第 1 項の利用目的に対する同意の撤回の手続きは、<u>第 14 条</u>記載のお問合せ窓口にお問合せください。 3 第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する場合には、当社は当該各号に定める限度で、第 3 条第 1 項各号の利用目的による個人情報の取扱いを行うことができるものとします。		
(1)	第 3 条第 1 項各号に定める目的での利用	同意の撤回の申出を受付けた後、当該申出に対応して利用を中止する措置を完了するまでの間	(1)	第 3 条第 1 項各号に定める目的での利用	同意の撤回の申出を受付けた後、当該申出に対応して利用を中止する措置を完了するまでの間
(2)	第 3 条第 1 項第 2 号または第 3 号のうち、広告または宣伝のための書面の送付	広告または宣伝を目的とした書面が、カード送付状、ご利用明細書その他業務上必要な送付物に同封されて送付される場合	(2)	第 3 条第 1 項第 2 号または第 3 号のうち、広告または宣伝のための書面の送付	広告または宣伝を目的とした書面が、カード送付状、ご利用明細書その他業務上必要な送付物に同封されて送付される場合
(3)	第 3 条第 1 項第 2 号のうち、広告または宣伝のための書面等の送付	ご利用金額のご案内や事務上のご連絡など、当社の業務に関し広告または宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メールに付随的に広告または宣伝が行われる場合	(3)	第 3 条第 1 項第 2 号のうち、広告または宣伝のための書面等の送付	ご利用金額のご案内や事務上のご連絡など、当社の業務に関し広告または宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メールに付随的に広告または宣伝が行われる場合
第 12 条(本契約の不成立または終了した場合における個人情報の利用) 1 本契約が不成立の場合であっても、その申込者に係る情報は、第 2 条、第 5 条<u>および</u>第 6 条に定める範囲で利用または提供されます。 2 本契約が終了した場合には、その終了の理由がどのようなものであるかにかかわらず、当社は第 2 条に定める目的で同意者の個人情報を保有し、利用します。また、この場合には、代表者等(ただし、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者に限ります。)の個人情報につき、第 5 条<u>および</u>第 6 条に定める範囲で利用または提供されます。			第 13 条(本契約の不成立または終了した場合における個人情報の利用) 1 本契約が不成立の場合であっても、その申込者に係る情報は、第 2 条、第 5 条、<u>第 6 条および第 7 条</u>に定める範囲で利用または提供されます。 2 本契約が終了した場合には、その終了の理由がどのようなものであるかにかかわらず、当社は第 2 条に定める目的で同意者の個人情報を保有し、利用します。また、この場合には、代表者等(ただし、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者に限ります。)の個人情報につき、第 5 条、<u>第 6 条および第 7 条</u>に定める範囲で利用または提供されます。		
第 13 条(お問合せ窓口) 個人情報の開示・訂正・削除についてのお問合せや提供・利用停止・その他のご意見の申出につきましては、「当社」が三菱 UFJ ニコス株式会社である場合には法人会員規約(ビジネスカード用)別表 1 記載の三菱 UFJ ニコスコールセンターに、「当社」が三菱 UFJ ニコス株式会社以外のカード発行会社である場合には法人会員規約(ビジネスカード用)別表 1 記載の各社のうち、お申し込みの会社にご連絡ください。 なお、当社は、それぞれ個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しております。三菱 UFJ ニコス株式会社では、当該責任者は個人情報保護総轄管理者です。			第 14 条(お問合せ窓口) 個人情報の開示・訂正・削除についてのお問合せや提供・利用停止・その他のご意見の申出につきましては、「当社」が三菱 UFJ ニコス株式会社である場合には法人会員規約(ビジネスカード用)別表 1 記載の三菱 UFJ ニコスコールセンターに、「当社」が三菱 UFJ ニコス株式会社以外のカード発行会社である場合には法人会員規約(ビジネスカード用)別表 1 記載の各社のうち、お申し込みの会社にご連絡ください。 なお、当社は、それぞれ個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しております。三菱 UFJ ニコス株式会社では、当該責任者は個人情報保護総轄管理者です。		
第 14 条(条項の変更) 本同意条項は法令に定める手続きに従い、必要な範囲内で変更できるものとします。			第 15 条(条項の変更) 本同意条項は法令に定める手続きに従い、必要な範囲内で変更できるものとします。		

以上